

AZEC構想の推進に関する提言

-第2回AZEC閣僚会合に向けて-

2024年7月16日

一般社団法人 日本経済団体連合会

目次

1. AZECへの期待	1
2. AZECワイドでの「政策協調」の推進	2
(1) ルール形成	3
① サプライチェーンのゼロエミッション化	3
② グリーン製品市場の構築	3
③ JCM（二国間クレジット制度）のパートナー国拡大・活用促進	4
④ その他基準	5
⑤ 貿易投資の促進	5
(2) ファイナンス	6
3. 「個別プロジェクトの推進」に向けた各国政府への提言	7
(1) 日本政府への提言	7
(2) その他パートナー国政府への提言	8
① ASEAN地域	8
② インドネシア	9
③ オーストラリア	11
④ シンガポール	12
⑤ タイ	13
⑥ ベトナム	14
⑦ マレーシア	16
⑧ フィリピン	17
⑨ カンボジア・ブルネイ・ラオス	18
4. 政策協調と個別プロジェクトの着実な実施に向けた体制整備	19
(1) AZECワイド	19
(2) 各パートナー国	19

1. AZECへの期待

世界各地で自然災害が頻発化・激甚化するなか、気候変動対策は喫緊の課題であり、わが国をはじめ多くの国・地域が相次いで目標期限付きのカーボンニュートラルの実現を表明している。そうしたなかにあつて、地球規模でカーボンニュートラルを実現するにあたり、世界の温室効果ガス排出量の約5割を占めるアジアの脱炭素化が重要なカギを握っている。そのうち東南アジア諸国連合（ASEAN）は、今後も、人口増加や経済成長に加え、AIの普及やデータセンター等の立地拡大に伴い、エネルギー需要の増加が見込まれる。したがって、経済成長を妨げることのないよう、エネルギーの安定供給を確保しつつ、脱炭素化を着実に進めなければならないという課題に直面している。また、そのエネルギー源は、一部の国を除き化石燃料に多くを依存しているのが現状であり、再生可能エネルギーに関する資源や適地に必ずしも恵まれない国もあることも考慮すれば、水素・アンモニアの利活用、CCUS¹/DAC²、省エネ、送電網整備など幅広い分野で各国の事情・ニーズに応じた様々なプロジェクトを形成し、現実的かつ着実に脱炭素化を進める必要がある。

日本政府は2022年1月、アジア各国がカーボンニュートラルを進めるとの理念を共有し、エネルギートランジションを進めるために協力することを目的として、「アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）構想³」を提唱した。その後、AZECは、ASEAN9カ国と豪州をパートナーに、「脱炭素・経済成長・エネルギー安全保障の同時達成」と「多様で現実的な道筋によるネットゼロの実現」を基本原則として、パートナー国の事情に即した最適なエネルギートランジションを目指すものとして立ち上がった。日本政府のイニシアティブによるAZECは、日本が長年積み上げてきた経済協力や官民連携事業の実績・信頼をベースに、パートナー国から理解を得られており、相互対話の下地は整いつつある。ASEANの更なる工業化を進めていく中で、アジアのエネルギーや産業の実態を踏まえた双方向の議論が求められており、日本経済界としても、本構想に高い期待を寄せている。

¹ Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage（二酸化炭素回収・利用・貯留）の略称。

² Direct Air Capture（大気中からの二酸化炭素直接回収）の略称。

³ 2022年1月、岸田文雄総理が提唱。

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/copazec/index.html>

パートナー国では既に、日本企業をはじめ様々な主体がカーボンニュートラルに資するプロジェクトに着手していることから、その着実な推進が求められる。今後、構想の更なる具体化を目指し、パートナー国政府は正に共同体としての「政策・制度面での連携・協調」と、「個別プロジェクト支援」とを車の両輪として取り組むべきである。

こうした認識の下、経団連は今般、会員企業へのアンケート結果を基に、「AZECワイドで取り組むべき政策協調分野」、「個別プロジェクトの推進に向けて日本はじめパートナー国政府が取り組むべき支援策」、「政策協調と個別プロジェクトの実施体制」について、提言をとりまとめた。

パートナー国政府におかれては、来るAZEC閣僚会合に向け、以下の提言を十分に斟酌し、具体的な行動に反映されたい。とりわけ日本政府には、AZECの提唱国として、関係省庁が一丸となって取組み、パートナー国に対して力強いリーダーシップを発揮することを期待する。

2. AZECワイドでの「政策協調」の推進

各パートナー国は、カーボンニュートラルの実現に向けた最適な道筋を追求するため、ルール形成やファイナンス等において連携・協働することが重要である。それはアジアにおける脱炭素化の加速につながる。また、こうした取組みを多数国間の枠組み・ルール形成につなげるべく、AZECが一体となって対外的に発言・発信していくことが大事である。パートナー国を超えてAZECの活動に対する理解を促すとともに、将来的にはインドをはじめとしたパートナー国の拡大にも取り組んでいくことが望まれる。

なお、今夏、ERIAに立ち上げられるアジア・ゼロエミッションセンター⁴は、各パートナー国の脱炭素化に向けたビジョンやロードマップ、政策の策定支援を行うこととされている。低炭素化に向けた具体的な選択肢を含む全体像を示したうえでビジョンやロードマップの策定を推進することは、パートナー国の政策協調や個別プロジェクトを進める基盤として重要である。

⁴ AZEC首脳共同声明（2023年12月）において、「情報共有」、「政策やプロジェクトに関する調査実施」、「AZECパートナー国におけるエネルギー移行促進」、「必要に応じた脱炭素化に向けたビジョン、ロードマップ又は政策の策定支援」のためのプラットフォームとされている。

(1) ルール形成

① サプライチェーンのゼロエミッション化

A Z E Cでカーボンニュートラルを面的に推進するためには、アジアに広がるサプライチェーン全体（スコープ3含む）から排出される温室効果ガスを削減していくことが肝要であり、排出量の「見える化」と監査実施、及び継続的なモニタリングが不可欠である。このうち、当該国で事業を行う企業が国に報告する排出量（スコープ1・2）の算定・報告ルールをA Z E C内で統一することは、事業者の負担軽減に資するため極めて重要である。算定・報告ルールの統一にあたっては、日本政府がG Xリーグにて制度の高度化に取り組んでいることを踏まえ、A Z E C内でも検討することを選択肢とすべきである。A Z E Cとしてどのような統一ルールが望ましいか議論を深めるとともに、統一ルールの適用が困難な企業に対しては、政府によるキャパシティビルディング等の支援策の展開が求められる。

また、こうして得られた排出量データをサプライチェーン上で連携するために、アジアのデータ連携プラットフォームの構築を目指すべきである。日本はOuranos Ecosystem⁵の知見等を提供するとともに、Catena-X⁶などの欧州データスペースとの相互運用性、互換性を確保するための認証制度も整備すべきである。

② グリーン製品市場の構築

グリーン製品が選択される市場（B to B・B to C）の整備も、カーボンニュートラルに向けた取組みの一環として必要であり、グリーン価値を訴求する仕組みが求められる。

製品の温室効果ガス排出量を表す基準として、カーボンフットプリント（C F P）が存在し、絶対量としての排出量が少ない製品を選択・購入するための指標のひとつではあるが、これをもって異なる製品間で単純比較できる性質の

⁵ 産学官で連携し、企業や業界、国境を越えて、データを共有し活用するための仕組みについて、アーキテクチャの設計、研究開発・実証、社会実装・普及を行う取組の総称。

⁶ 自動車産業のサプライチェーン全体のデータについて、交換する仕組みを標準化し、サプライチェーン間で共有するためのプラットフォーム。172社・団体が参加（2024年2月時点）。素材や部品のトレーサビリティ情報、環境負荷情報、生産量や需要等、網羅的なデータを取り扱う。将来はサプライチェーン全体のCO₂排出量を把握可能になることが期待される。

指標ではない。

トランジション期においてはむしろ、排出削減努力の成果を製品のグリーン価値として定量的に評価する指標を用いられることが望ましい。そのような認識から、企業の投資により従来製品比でどれだけ排出量を削減できたかを示す「削減実績量」は、需要側がグリーン製品を選好して対価を支払うに際し適切な指標である。また、製品の使用段階等、自社外で実現した排出削減量を示す「削減貢献量⁷」も重要な指標であると考えられる。これら指標をパートナー国に導入・拡大することで、アジアでのグリーン製品市場構築の議論を日本がリードすることを期待したい。その上で将来的には、アジアさらには世界で削減実績量・削減貢献量が参照されるようになることが望ましい。特に削減実績量の国際標準化を進めるため、GHGプロトコルや各種ISOの温室効果ガス排出量算定ルールに反映させることが重要である。なお、削減実績量の国際標準化に向けては、業種実態を踏まえた国際ルール化の観点が欠かせない。また、業種固有のISOも存在する。従って、GHGプロトコルや各種ISOへの反映の前提として、業種毎に、パートナー国間で連携・協働することが望ましい。

③ JCM（二国間クレジット制度）のパートナー国拡大・活用促進

カーボンクレジットは、企業の脱炭素化に向けた取組みを補完するものとして、A Z E Cパートナー国でも導入拡大が進んでいるところ、JCMは日本・パートナー国双方にメリットのある制度として期待されている。一方、JCMパートナー各国の国内制度により一部のクレジットの国外移転を制約したり、欧州等他国による同様の二国間取組みが展開されたりするなど、JCMを取り巻く環境は変化している。

そこで、JCMパートナー国の拡大を図るとともに、日本としてJCMの知見と実績を活かしつつ、A Z E Cのもとでクレジット取引が促進されるよう、A Z E Cパートナー国間で出来るだけルールの共通化を図るべきである。

その際、JCMのセクター・スコープ⁸に、水素、アンモニア、e-fuel・e-methane等の合成燃料や、CCUS/DAC、環境配慮型機器への更新といった脱炭素化に資する技術も組み込むべきである。

⁷ 脱炭素技術・製品の開発と普及に伴う社会全体の将来に亘る削減ポテンシャルを可視化し、それを金融機関や政府における評価に繋げ、技術価値や企業価値が創造される。

⁸ JCMの対象技術・事業。

④その他基準

(a) 低炭素水素等（水素、アンモニア、e-methane、合成燃料）のCO₂算定方法：

低炭素水素等は、火力の脱炭素化に加え、産業の熱需要や運輸部門の脱炭素化にも貢献するため、カーボンニュートラルを進める上でカギとなる技術である。低炭素水素等のCO₂排出算定方法に関して、日本では一定の算定範囲（水素、アンモニア：Well to Gate（原料生産から水素製造工程まで）、e-methane、合成燃料：サプライチェーン全体）におけるCO₂排出量を基準とする方針である一方、他のパートナー国では基準が明確ではない。国境を越えたサプライチェーン案件を推進するため、例えば、企業や政府等のステークホルダー間で、炭素集約度をベースとする統一的な算定方法に関する議論を深め、モデルケースを組成すべきである。日本政府には、政府間対話を通じて、低炭素水素等の共通の算定基準の普及に向けたリーダーシップを求める。

(b) 危険物輸出入、取扱法規：

エネルギー事業において、実証段階から次世代燃料（例：水素、アンモニア、バイオディーゼル、合成燃料）等の危険物や高圧ガスの輸出入が試験的に発生する場合がある。その際、パートナー国毎に保安規制が異なる場合には事業者の負荷となり、プロジェクトの進行に影響を及ぼすことが想定される。脱炭素プロジェクトの円滑な実施のため、危険物や高圧保安に関わる国内規制に違いがある場合に、安全性確保を大前提に、パートナー国域内で規制を調和する方向で検討すべきである。

⑤貿易投資の促進

環境に優しい物品の普及、グリーンインフラへの投資促進の観点から、パートナー国が当事国のEPA/FTAにおける物品の関税削減スケジュールを前倒し、外資規制をはじめとする投資障壁を撤廃することが求められる。

(2) ファイナンス

ASEAN全体で2016年～2030年の間、累計3兆ドルのグリーン投資への需要があるものの、2016年時点で年間400億ドルに留まっている⁹ために、巨額の資金が求められている。とりわけトランジションファイナンスへの期待は大きい。一方、トランジションといえども、革新技術や製品の開発には技術上のリスクが伴い時間とコストがかかる上に、トランジション事業を進めるにあたっては政策変更に伴うリスクも想定し得る。このため、民間金融機関は当該事業への投資回収の予見性を立てにくく、投資に及び腰となる傾向があり、結果的にトランジションに関する民間資金が不足する状況にある。

そこで、例えば、世界銀行やアジア開発銀行等の国際開発金融機関(MDBs)によるブレンデッドファイナンスの推進といった、民間資金の呼び水となるような資金供給策の拡充が求められる。また、「アジア・トランジション・ファイナンス・スタディ・グループ(ATFSG)¹⁰」や「アジアGXコンソーシアム¹¹」における議論を深化させ、トランジション期におけるLNG・水素・アンモニア案件への適切な対応を含め、カーボンニュートラルに向けた具体的な案件組成に繋げていくことが重要である。さらに、それらの議論を「ASEANタクソノミー(第3版)¹²」と連携させることにより、石炭火力発電所の脱炭素化に有効な水素・アンモニアの活用を環境配慮型事業に位置づけるなど、トランジション期の実態に即した、既存アセットに水素・アンモニア・CCS等の適用を段階的に適用する内容とする必要がある。

加えて、質の高いインフラ案件に国際的な認証を与える枠組みとして、ブルー・ドット・ネットワーク(BDN)がOECDで議論されており、気候変動分野における審査項目¹³について、多様なトランジションの道筋を認める形となるよう、改訂すべきである。

⁹ DBS試算
[dbs.com/iwovresources/images/sustainability/img/Green_Finance_Opportunities_in_ASEAN.pdf](https://www.dbs.com/iwovresources/images/sustainability/img/Green_Finance_Opportunities_in_ASEAN.pdf)

¹⁰ アジアと世界の金融機関が参加する民間主導のイニシアティブ。基準やタクソノミーを含め、既存の国際的枠組みを補完する提言を行う。

¹¹ トランジションファイナンスのあり方について、民間金融機関を中心に公的機関の参加も得て議論し、具体的な手法の形成や案件組成に繋げていくための枠組み。

¹² ASEAN財相・中央銀行総裁会合(AFMGM)が創設したASEANタクソノミー委員会が検討主体。構成メンバーは、ASEAN加盟10か国の金融当局。

¹³ Essential基準の複数要件の中には、NDC整合性確保や、EUタクソノミーに基づいた火力発電のライフサイクル排出量の閾値が設定されている。

3. 「個別プロジェクトの推進」に向けた各国政府への提言

政策協調の検討と並行して、カーボンニュートラルに向けた個別プロジェクトを強力に推進することも重要である。そのためパートナー各国においては、プロジェクトを進める上で障壁となっている規制・制度の改革や税財政措置などの支援策を講じる必要がある。

(1) 日本政府への提言

日本企業は、パートナー国企業と脱炭素・カーボンニュートラル分野の協力に関するMOU（覚書）を多数交わしている。これらプロジェクトは「AZEC案件」に位置付けられているものの、他の事業との差別化が図られておらず、「AZEC案件」であることのみをもって、優遇支援あるいは手続き上の特例といったメリットが見えにくい状況にある。例えば、グローバルサウス未来志向型共創等事業（グローバルサウス予算）については、「AZEC案件」が加点評価される場合があるが、必ずしも採択が約束されるものではない。

そこで、「AZEC案件」プロジェクトの推進に向けて、日本政府は、同プロジェクトに明確な経済的インセンティブを付与するとともに、当該プロジェクト実施国の政府が税財政等の支援措置を講じるよう、日本政府として働きかける必要がある。具体的には、各国における関連予算の獲得の懸念や、「AZEC案件」に特化したわが国のグローバルサウス予算額の拡充、人材育成や実証事業等の予算拡充、採択時のAZEC案件に対する加点といった配慮を行い、引き続き「AZEC案件」が支援されるよう取り組むべきである。

また、アジア・ゼロエミッション共同体（AZEC）推進関係省庁会議（2024年6月）を活用して、今後の首脳会合開催も視野に、トランジションファイナンスや、船舶・航空といった運輸、農林分野を含め、パートナー国の脱炭素化に向けた幅広い分野において、政府一丸となって協力を加速すべきである。

(2) その他パートナー国政府への提言

① ASEAN地域

プロジェクト分野	国際送電網整備
【要望事項】	
ASEAN諸国の国境を越えた電力融通を可能とする「ASEANパワーグリッド構想(ASEAN Power Grid initiative) ¹⁴ 」が進められているものの、長距離海底ケーブルを繋ぐにあたって、技術上の課題や高額なコストにより進捗が遅れている。本構想の早期実現に向け、AZECパートナー国による、技術協力や国家間の送電に関するルール形成等に向けた支援の検討を求めたい。	
【関連根拠法令等】	
・なし	

プロジェクト分野	省エネ基準
【要望事項】	
省エネ性を評価する指標として、ASEAN各国は最低エネルギー消費基準MEPS(Minimum Energy Performance Standard) ¹⁵ を採用し、ASEAN全体としてのMEPS目標値 ¹⁶ を掲げている。各国の事情を踏まえ段階的にMEPS目標の引き上げを早期に実施することが望まれる。 また、MEPS目標の設定に加え、例えばエアコンの設定温度を上げることで更なる省エネの実現が可能となることから、適切な空調システム等の導入促進と合わせて、消費者の行動変容を促す政策等も検討を進める必要がある。さらに、省エネ性の高い機器の普及にあわせて、とりわけエアコンに用いるフロン類が大気中に放出されることでの地球温暖化影響を防止するために、フロン類の回収および再利用または破壊処理を適切に実施するための法整備やサプライチェーンへの支援策等も検討することが求められる。	
【関連根拠法令等】	
・なし	

¹⁴ ASEAN加盟国10か国(ブルネイ・カンボジア・インドネシア・ラオス・マレーシア・ミャンマー・フィリピン・シンガポール・タイ・ベトナム)が、2007年8月23日に覚書を締結したことにより開始した国際電力網の構想。

¹⁵ 最小エネルギー性能標準のことであり、世界で最も広く取り入れられている省エネ基準。対象機器の全製品が基準値をクリアすることが求められ、基準値を超えられない場合は、製品の出荷が差し止められる。

¹⁶ 国連環境計画(UNEP)が主導する国際的な取組みであるU4E(United for Efficiency)が示している目標値。

② インドネシア

プロジェクト分野	再エネ
<p>【要望事項】 工業団地や発電所敷地内で再エネ導入事業が検討されているものの、国特有の許認可取得プロセスやローカルルール¹⁷が存在している。また、電力調達に関する制度（例：オフサイトPPA、DPPA¹⁸等）も未整備であることから、再エネ導入時の足枷となっている。今後も再エネ需要の増加が見込まれる中、許認可プロセスの明確化やローカルルールの撤廃、電力調達に関する制度整備の検討を求めたい。</p>	
<p>【関連根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ESDM 50/2017 ・Presidential Regulation 112/2022 ・MEMR Regulation 2/2024 	

プロジェクト分野	水素・アンモニア
<p>【要望事項】 水素・アンモニアの製造や火力への混焼など利活用に関する事業が検討されているものの、関係する法規制や政府支援等が未整備である。水素・アンモニアを普及するため、実証事業への公的支援の拡充に加え、設備導入費、燃料値差への支援や、グリーン水素・グリーンアンモニア製造のため、安価な再エネ供給を実現するためのスキーム構築の検討を進めることを求めたい。</p>	
<p>【関連根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 	

¹⁷ インドネシアでは、太陽光で発電した電力の環境価値をすべてPLN（インドネシア国営電力会社）に帰属するというローカルルールがある。

¹⁸ 再エネ発電事業者と電力使用者間の直接電力買取制度（Direct Power Purchase Agreement）。

プロジェクト分野	CCUS/DAC
<p>【要望事項】 インドネシア政府によるCO₂貯留に関する政策・省令が整備され、CCUS実証事業が多く進められている。一方、CCUS/DAC事業者のインセンティブを供与する制度や、発電事業者を含むCO₂排出側の法的枠組みは未確立である。そこで、CCUS/DAC事業者のCAPEX/OPEXへの補助金や税額控除等の制度に加え、CO₂利用に関する法的枠組みの整理、排出に関する規制やそれらの実施細則の整備を促進する必要がある。本実施細則の策定にあたっては、AZEC全体として共通ガイドラインの策定を見据え、公平なルール作りが必要である。併せて、CO₂排出削減だけでなくCO₂除去の価値が分かる人材を育てるためのキャパシティビルディングや、CCUS/DAC事業をJCMのセクトラル・スコープに追加するための協議も進められたい。</p>	
<p>【関連根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Presidential Regulation 14/2024 ・ Ministerial decree of MEMR No.22 (2019) ・ Ministerial decree of MEF No.8 (2021) 	

プロジェクト分野	送電網整備
<p>【要望事項】 諸島から成るインドネシアでは、再エネポテンシャルがある地域と需要地が偏在している。また、送電網に島ごとの容量制限があることから、再エネの新規接続が難しい状況にある。島間で電力融通を行う列島間送電事業が検討されているものの、民間のみでのコスト負担は困難な状況にある。事業者のリスク軽減のため、送配電網整備における公的資金の拡充の検討が求められる。</p>	
<p>【関連根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	

プロジェクト分野	モビリティ
<p>【要望事項】 インドネシアではジャカルタを中心に都市鉄道整備およびEVの普及が進んでおり、EVについてはASEAN最大のマーケットになることが期待される。鉄道路線の更なる拡充、並びにEV・電動バス普及拡大を見越して、リチウムイオン電池の導入加速及びEV充電インフラに向けた公的支援の拡充を検討する必要がある。</p>	
<p>【関連根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	

③ オーストラリア

プロジェクト分野	水素・アンモニア
<p>【要望事項】 豊富な資源と再エネの地理的好条件を活かし、国内で水素を製造し海外へ輸出する水素輸出国を目指している。豪州は 2024 年 5 月に脱炭素分野に 227 億豪ドル（約 2 兆円）の追加予算を投じる計画を発表しており、国際的な水素サプライチェーンの構築を後押しすべく取り組んでいる。これを機に、初期需要を創出するため、価格差支援等の政府支援や、許認可プロセスの迅速化を求めたい。</p>	
<p>【関連根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Hydrogen Head start Program ・ Hydrogen Production Tax Incentive 	

プロジェクト分野	LNG
<p>【要望事項】 LNG 案件が多く検討されているものの、近年、住民による訴訟や NGO による批判等、レピュテーションリスクが顕在化している。アジアのエネルギートランジションを支える重要な燃料として、オーストラリア政府には、政策方針の明確化・開発支持・支援を求めたい。</p>	
<p>【関連根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	

プロジェクト分野	CCUS/DAC
<p>【要望事項】 オーストラリアはアジアにとって CCS・CCUS/DAC の適地として注目されており、枯渇ガス田を利用した同事業が複数検討されている。しかし、同国では CCS・CCUS/DAC 事業を支援する制度がない¹⁹ため、排出国とオーストラリアで連携した支援制度（補助金・ファイナンス等）の検討が求められる。</p>	
<p>【関連根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	

¹⁹ CCS・CCUS プロジェクトの研究開発や商業化を支援する補助金（CCUS Hubs and Technologies program）が 2022 年に打ち切られている。

プロジェクト分野	建築に関する法令
【要望事項】 脱炭素に関わる様々な事業の建設下請けに際し、支払い保証法（Security of Payment Act）に関する訴訟が多発し、問題となっている ²⁰ 。海外投資家にとって大きなリスク要因となるため、本法令の公平公正な制度運用を求める。	
【関連根拠法令等】 ・ Building and Construction Industry Security of Payment Act	

④ シンガポール

プロジェクト分野	水素・アンモニア
【要望事項】 2022 年に国家水素戦略が策定され、発電や船舶用燃料を中心に水素やアンモニア導入に向けた動きが本格化し、日系を含む大手商社やインフラ会社の市場参入も加速している。一方、CAPEX の高さが課題となっている。そこで、事業開始時の First Mover 支援や既存燃料との価格差を考慮した値差や設備導入への支援に加え、第三国で実施するシンガポール企業のプロジェクトに対しても、シンガポール政府による支援の検討が求められる。	
【関連根拠法令等】 ・ Singapore' s National Hydrogen Strategy	

プロジェクト分野	再エネ及び送電網
【要望事項】 カーボンニュートラル目標達成に向け、シンガポール政府として 2035 年までに電力総供給量の 3 割に相当する 4 GW の再生エネを近隣国から輸入する計画だが、他国と未接続であることや、一部海底ケーブルを使用する長距離送電となるといったことから、外交及び技術上の課題やコストなど、様々な課題が存在する。早期実現に向け、パートナー国が案件組成及び技術協力などの支援拡充を検討する必要がある。	
【関連根拠法令等】 ・ Singapore Green Plan 2030	

²⁰ 本法令は事前に両社で合意した工事進捗に応じた支払（マイルストーン支払）を工事発注者が意図的に止めている場合、第三者裁定人が短時間で支払の要否を判断し、法的強制力を以って支払わせることができるもの。工事業業者による申請後、工事発注者は 5 営業日以内に回答する必要がある。また、本法令の趣旨に反しマイルストーン支払以外のクレームコストを申請する、一度否決の裁定を受けたクレーム内容を別の裁定期機関に出し直しする等の当該法令の悪用、乱用が行われる事例が発生しているが、本法令制度内では申請者の申請内容に虚偽・瑕疵があったとしても何ら申請者に罰則が科されない運用となっている。

⑤ タイ

プロジェクト分野	再エネ
<p>【要望事項】</p> <p>日射量が年間を通して多いタイでは、太陽光発電への期待が大きい一方、屋根置き太陽光パネルを工場や施設に設置する際、建設・発電許認可プロセスの長期化や耐荷重制約といった規制が設けられている。そのため、国際水準に沿った形で許認可プロセスの簡素化や条件緩和等の検討を進められたい。また、需要家が再エネ電力を調達する手段が限られるため、電力自由化や再エネオフサイト P P A を可能とする託送制度整備等、電力システムの早急な整備の検討を求める。</p>	
<p>【関連根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Notifications of Ministry of Industry ・ Protection & Fire Fighting Laws ・ Building Control Act B.E. 2522 (1979) ・ Energy Industry Act B.E. 2550 (2007) ・ Renewable Energy Act ・ Power Development Plan (P D P 2018) ・ National Energy Plan 	

プロジェクト分野	水素・アンモニア
<p>【要望事項】</p> <p>既存の石炭・石油火力発電への水素・アンモニア混焼実証に関するフィージビリティスタディが実施されているが、タイ政府が策定した「国家電源開発計画 (P D P 2018)」には、燃料アンモニアが含まれていない。水素同様、アンモニアについても脱炭素政策に位置付けるとともに、政府支援の拡充の検討を求める。</p>	
<p>【関連根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Power Development Plan (P D P 2018) 	

⑥ ベトナム

プロジェクト分野	再エネ及び送電網
【要望事項】	
<p>再エネ及び再エネの送電網接続に関する法整備（例：電力法、海域利用法、投資法、DPPA）が遅れている。そこで、第8次国家電源開発マスタープラン(PDP8)に沿って、これらの法整備の検討を加速されたい。併せて、今後増大する発電容量に合わせた送電網増強および電力システムの安定性を維持する対策の検討も早急に進めることを求める。</p>	
【関連根拠法令等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ Electricity Law (No.28/2004/QH14) ・ Law on Planning (No.21/2017/QH14) ・ Law on investment (No.61/2020/QH14) ・ Law on State Compensation Liability (No.10/2017/QH14) ・ National Power Development Plan VIII(PDP8) 	

プロジェクト分野	水素・アンモニア
【要望事項】	
<p>第8次国家電力開発マスタープラン(PDP8)では、2050年までに石炭火力の廃止(新規開発の停止、退役若しくは運開後20年経過した石炭火力発電所の燃料転換)およびガス/LNG火力への将来的な水素混焼/専焼を行う方針が示されているものの、詳細のロードマップや、法的枠組みの整備は進んでいない。中長期的な観点での水素・アンモニア事業の更なる案件形成に向け、ロードマップ作成及び法的枠組みの整備に向けた検討の加速を求めたい。</p>	
【関連根拠法令等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ Electricity Law (No.28/2004/QH14) ・ National Power Development Plan VIII(PDP8) 	

プロジェクト分野	L N G
<p>【要望事項】</p> <p>2030年の消費電力は、2020年対比2倍となる見込みであり、2030年までに発電容量を2020年対比2.3倍にする計画がある（第8次国家電源開発マスタープラン）。一方、深刻な電力不足の発生や、脆弱な電力網による供給の不安定性が問題となっており、足元の供給力確保が急務である。こうした中、ベトナム政府からパートナー国に対し、大規模なLNG火力発電事業の早期開始が要請されている。他方、外国投資家が国際金融機関から資金調達を行う上で、最新の提示条件であってもバンカビリティ（融資適格判断基準）が十分確保されていない²¹。また、ベトナム政府からLNG火力発電の重要性・必要性について少しずつ理解が得られ始めてはいるものの、LNG売買契約条項を含めた業界標準については理解が乏しいことも課題である。そのため、まずはトランジション期におけるベース電源としてのLNG火力の重要性・必要性とともにLNG売買契約について更なる理解醸成を行い、案件推進に向けたプロジェクトファイナンス組成のため、バンカビリティ向上に向けた政策支援や2050年カーボンニュートラルに向けてLNG火力発電が取り得る道筋を示すことが求められる。</p>	
<p>【関連根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Electricity Law (No. 28/2004/QH14) ・ Law on Planning (No. 21/2017/QH14) ・ Law on Investment (No. 61/2020/QH14) ・ Law on State Compensation Liability (No. 10/2017/QH14) ・ National Power Development Plan VIII (PDP 8) ・ Methods for determining prices for electricity generation and power purchase agreement (MOIT Circular No. 07/2024/TT-BCT, 2024 April 12) 	

²¹ 例えば、国際金融機関がプロジェクトファイナンス組成条件として求める契約条件として、テイク・オア・ペイ支払い（買い手は必ず一定額以上を支払い、一定量の財・サービスの引取を無条件で約束すること）、燃料コスト パススルー（一方の支払請求権の内容や変動リスクがそのままもう一方の支払請求権に反映されること）、為替リスクへの手当、契約解除時の違約金支払い等が挙げられるが、ベトナムの省令で定めるPPA契約のテンプレートではこうした条件を満たしていない。

⑦ マレーシア

プロジェクト分野	水素・アンモニア
【要望事項】	
<p>2023年に国家エネルギー移行ロードマップを公表し、その中で再エネとともに水素・アンモニア・CCUSについても重要投資分野として位置づけている。更なる再エネ・水素・アンモニア導入の拡大に向け、設備導入費や燃料値差への支援、グリッド接続の容量拡大や許認可プロセスの簡素化に加え、年間導入量枠制限の撤廃、低価格化に向けた託送料金の減免の検討を求める。</p>	
【関連根拠法令等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ Renewable Energy Act 725 (2011) ・ Electricity Supply Act (1990) ・ New Energy Dispatch Arrangement (NEDA) Rules (2019) ・ Corporate Green Power Program Guideline (2022) ・ Gas Supply (Amendment) Act (2016) 	

プロジェクト分野	CCUS/DAC
【要望事項】	
<p>ASEAN随一のCCUSポテンシャルがあるとされており、今後の事業拡大が期待されるものの、日本とJCMが未締結である上、そもそもJCMの対象にCCUS/DACが含まれていない。早急にJCM締結を進めるとともに、CO₂排出削減だけでなくCO₂除去の価値が分かる人材を育てるためのキャパシティビルディングや、CCUS/DAC事業をJCMのセクター・スコープに追加するための協議も進める必要がある。</p>	
【関連根拠法令等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	

⑧ フィリピン

プロジェクト分野	再エネ
<p>【要望事項】 国家再生可能エネルギープログラム（NRE P）2020-2040 において、2030 年までに再エネが国内エネルギー供給の 35%、2040 年までに 50%の到達目標を設定している。一方、再エネ導入時における各種許認可の長期化・煩雑化に加え、自治体間の所有権問題が課題となっている。加えて、再エネ利用促進に向けた Renewable Energy Certificate（再エネ証書）も、商業目的で取引するカーボンクレジットと明確に区分されていない状況にある。そのため、再エネ導入時の許認可プロセスの簡素化や、土地管理に基づく所有権の明確化、再エネ証書の明確な区分け（整理）が求められる。</p>	
<p>【関連根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ Renewable Energy Act of 2008 (R. A No. 9513) ・ Renewable Portfolio Standards (DOE DC 2017-12-0015) ・ Renewable Energy Market Rules (DOE DC 2019-12-0016) ・ Executive Order No. 21 (April 19, 2023) ・ Policy and Administrative Framework for the Efficient and Optimal Development of the Country's Offshore Wind (DOE DC 2023-06-0020) 	

プロジェクト分野	バイオマス
<p>【要望事項】 水素・アンモニアに加え、バイオマスの既存石炭火力への混焼が期待されている。バイオマス燃料の利用や低炭素技術の普及を促進すべく、税制面での優遇措置等の支援策の検討が求められる。</p>	
<p>【関連根拠法令等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	

プロジェクト分野	L N G
【要望事項】	
<p>石炭火力発電所について、「建設中」および「許認可取得済み」のものを除いて新設が禁止され、さらには国内に一か所しかない天然ガス田（マランパヤガス田）が近く枯渇する懸念があることから、足元のエネルギー確保のため、新規L N G輸入事業が複数立ち上がっている。一方、電源入札制度における最低引取電力量の保証がないため、事業者はL N Gの追加調達や転売リスクに晒される状況にあることに加え、L N Gのカーボンニュートラルに向けたロードマップも未策定の状況にある。そのため、電源入札制度における最低引取電力量の保証を行い、ロードマップの早期策定を求めたい。これにより、ファイナンスの確保が可能となり、エネルギー安全保障とトランジションに重要なL N G受入基地の安定的な運営に繋がる。</p>	
【関連根拠法令等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ Meralco²²電源入札制度 	

⑨ カンボジア・ブルネイ・ラオス

プロジェクト分野	J C M
【要望事項】	
<p>ブルネイとのJ C M早期締結を求める。また、カンボジア・ラオスはJ C M締結国であるものの、J C M案件の更なる拡大のため、ホスト国のクレジット分配率決定等のプロセスの明確化・迅速化が必要である。</p>	
【関連根拠法令等】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ なし 	

²² フィリピン最大手の配電事業者。

4. 政策協調と個別プロジェクトの着実な実施に向けた体制整備

(1) AZECワイド

電力・運輸・産業部門の脱炭素化をはじめ、カーボンニュートラルの実現に向けてAZECワイドで協調して取り組むべき政策分野やプロジェクトについて第2回閣僚会合で合意するとともに、SOM(高級実務者会合)で合意内容の検討を深めていくことを求めたい。そのフォローアップは、ERIAのアジア・ゼロエミッションセンターが行うのが適切であり、進捗状況についてPDCAサイクルを回しプログレスレポートとして公表することで、AZECにおける取組みの透明性が高まり、国際的な認知も広がるものと期待される。

(2) 各パートナー国

閣僚会合での合意をパートナー各国が確実に履行するための体制整備も不可欠である。日本では、AZECに関する取組みを省庁横断的に推進するため、「アジア・ゼロエミッション共同体 推進関係省庁会議」が設置され、AZEC担当大使も新設された。各パートナー国政府内においても、関係省庁を集めた横断的な対応により、AZECの実践能力を向上するような体制整備を期待したい。

なお、同体制整備に向けては、ベトナムやインドネシア、フィリピンと設置したジョイント・タスクフォースに、相手国政府の窓口省庁に加えて関係省庁等を巻き込むといった対応も、パートナー国の実施体制を強化する方法と考えられる。

以 上